

# Astemo リヴァーレ茨城 U15 会則

## 第1条 [名称]

名称を Astemo リヴァーレ茨城 U15 (以下、「本クラブ」という) と称する。

## 第2条 [運営]

本クラブは、日立 Astemo 株式会社女子バレー部事務局 (以下、「本事務局」という) が運営し、代表者は日立 Astemo 株式会社女子バレー部副部長とする。

## 第3条 [所在地]

本クラブは、所在地を茨城県ひたちなか市高場 2584-1 リヴァーレアリーナ内とする。

## 第4条 [基本理念]

1. 本クラブは、個性を尊重し、選手一人ひとりの可能性を広げるとともに、トップレベルで活躍する選手の育成をめざす。
2. バレー部を通して、豊かな人間性の育成、地域社会への貢献をめざす。

## 第5条 [入会条件]

入会できる者は下記の各項に掲げる要件に適合する女子中学生とする。

- (1) 本クラブの基本理念に賛同し、かつ本会則その他、本クラブの諸規則等を遵守すること。
- (2) スポーツを行うに適した健康状態であること。

## 第6条 [申込]

1. 本クラブへの入会を希望する者は、親権者その他の法定代理人等の保護者の同意を得て、所定の入会申込フォームまたは、入会申込書に記入し、本クラブに提出する。
2. 手続きを終え、本クラブが入会を認めた者 (以下、「会員」という) は、クラブが定める練習日から本クラブの活動に参加することができる。
3. 会員は、入会申込書に記入した住所や連絡先等に変更が生じた時は、すみやかにその旨を本事務局に届け出るものとする。

## 第7条 [会費]

1. 本クラブの会員は、本クラブの運営に必要な本条に定める会費を支払うことで以下へ参加ならびに提供を受けられるものとする。なお、支払いに関する振込手数料については会員負担とする。
  - ・本クラブが主催する練習への参加ならびに技術指導の提供。
  - ・本クラブで登録する大会への参加。この会費はコーンチング料、大会登録料、スポーツ保険加入料等活動にかかる費用へ充当する。
2. 年会費は毎年 4 月 1 日から 3 月末日までの 1 年間で 1 人につき 12,000 円 (税込み) とし、毎年 4 月末

- 日までに本クラブの指定口座に支払うものとする。ただし、4月以降に入会した者は、入会日の属する月から年会費が発生するものとし、月割り額を初年度の年会費として入会日の属する月の末日までに支払うものとする。
3. 退会または休会後、同年度内に再入会または休会から復帰した場合は、当該年度の年会費再徴収はしないものとする。
  4. 月会費は5,000円（税込み）とし、入会日の属する月から発生するものとする。会員は毎月末日に当月分を本クラブの指定口座に支払うものとする。
  5. 支払われた会費は、原則として返還しないものとする。

## **第8条【その他経費】**

第7条に定める会費とは別に、ユニフォーム代及び合宿・遠征費用等の本クラブの活動に伴い発生する費用については、会員の自己負担とする。

## **第9条【会費の滞納】**

会員が月会費及び年会費の支払いを怠った場合、本クラブはその会員に対する指導を停止し、退会させることができる。但し、事前に本クラブに承認を得ている場合その限りではない。

## **第10条【会計】**

1. 本クラブの会計は本事務局が管理する。
2. 本クラブの会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、本事務局は会計年度終了後、速やかに、保護者等に会計報告を行う。

## **第11条【傷害保険】**

会員は、入会と共に本クラブの指定するスポーツ安全協会の保険に加入する。加入手続きは本事務局にて行う。

## **第12条【会員資格の喪失】**

1. 会員が次の項目に該当するに至った場合は、その資格を喪失する。
  - (1) 退会
  - (2) 死亡
2. 次の各号に該当すると本クラブが認めたときも、会員は資格を喪失するものとする。
  - (1) 本クラブの活動を著しく損なう行為があったとき。
  - (2) 本会則第15条に定める行為があったとき。
  - (3) 月会費及び年会費の滞納があったとき。
  - (4) 入会書類に虚偽を記載したことが判明したとき。
  - (5) 本クラブの合理的な指示・指導に従わないとき。
  - (6) 本会則、その他本クラブが定める諸規則に違反したとき。
  - (7) その他本クラブが、社会通念に照らし、会員としてふさわしくないと認めたとき。

## **第13条【休会】**

1. 会員が怪我や保護者の転勤等、やむを得ない事情で長期間活動に参加できない場合、休会（1ヶ月単位）を申し出ることができる。
1. 会員が休会する場合、休会日の属する月の前月 20 日までに、本事務局に届け出ること。
2. 休会を希望する者は、休会日の属する月までの月会費を支払うものとする。
3. 休会の効果は、本クラブに対して休会届を提出した翌月から生ずるものとする。

#### **第 14 条 【退会】**

1. 会員が自己都合により退会する場合、退会日の属する月の前月 20 日までに、本事務局に届け出ること。
2. 退会を希望する者は、退会日の属する月までの月会費を支払うものとする。
3. 退会の効果は、本クラブに対して退会届を提出した月の末日をもって生ずるものとする。

#### **第 15 条 【遵守事項】**

1. 本会則及び本クラブの諸規則を遵守すること。
2. 本クラブの指導方針及び指導者の指示に従うこと。
3. 各種ソーシャルメディア、SNS 等に本クラブでの活動や会社情報をむやみに投稿しないこと。なお、本クラブが不適切と判断した投稿は、削除を指示することができる。

#### **第 16 条 【禁止事項】**

1. 本クラブの秩序、風紀を乱す行為。
2. 本クラブの名誉または利益を害する行為。

#### **第 17 条 【保護者等の健康管理義務】**

会員の保護者等は、入会後会員が本クラブの練習を行うに適した健康状態にあるかを把握し、適さないと判断したときは、速やかに必要な処置を講じること。

#### **第 18 条 【安全確保】**

1. 練習会場及び試合会場等の活動場所への往路・復路は、保護者等の責任において安全を確保する。
2. 会員のみで徒歩、自転車などで参加する場合は、常に保護者と連絡が取れる状態を確保し安全に配慮する。

#### **第 19 条 【施設内自己責任】**

本クラブが実施または参加する練習、試合及び合宿並びにこれらに付随する活動においては、当該施設の利用に関する諸規定及び施設管理者並びに本クラブの指示に従い、自己の責任において行動するものとし、これに違背して発生した紛失、盗難、傷害及びその他事故が起きたとしても、本クラブは一切の責任を負わない。また、会員は自己の責に帰すべき原因により、当該施設または第三者に損害を与えた場合は、速やかにその賠償責任を負担しなければならず、本クラブは一切の責任を負わない。

#### **第 20 条 【障害の補償】**

チーム活動中に発生した傷害の補償は、（財）スポーツ安全協会の「スポーツ安全保険」の補償適用範囲内とする。

## **第21条〔会員たる地位の譲渡禁止〕**

会員は、その会員たる地位を譲渡することはできない。

## **第22条〔写真・映像の使用〕**

会員は、本クラブの活動風景を撮影した写真及び映像が日立 Astemo 株式会社のホームページ、その他本クラブが関係するプロモーション活動に使用される場合があることに予め同意する。

## **第23条（休講・閉鎖）**

天災地変、社会情勢の変化等その他通常の活動を継続することが困難となる事由が生じた時は、本クラブを休講または閉鎖することがある。

## **第24条〔会則の改正〕**

本会則及びその他諸規則は、本クラブが必要に応じ、改正することができるものとし、当該改正が行われた場合は、速やかに会員に通知する。

## **第25条〔個人情報〕**

会員の入会に際して収集した個人情報は下記の事項に従い、取り扱うものとする。

### **(1) 個人情報の利用目的**

会員の個人情報は、会員への連絡やスポーツ安全協会の保険への加入、試合出場時及び遠征手配時等、本クラブ運営のみに利用する。

### **(2) 個人情報の管理**

本クラブは、会員の個人情報を正確に保ち、紛失、破損、改ざん及び漏洩等を防止するため、厳重な管理に努める。

### **(3) 個人情報の第三者への開示、提供の禁止**

本クラブは、会員の個人情報を適切に管理し、正当な理由なく個人情報を第三者に提供、開示等は行わない。

## **第26条〔諸規則〕**

本会則に定めのない事項及び運営上必要な事項は、本クラブが別に細則等に定める。

## **«附則»**

本会則は、令和6年4月1日から施行する。

本会則は、令和6年6月14日一部改訂され 同年7月1日より施行する。

本会則は、令和7年11月11日一部改訂され 同年12月1日より施行する。